

試験結果の情報提供について

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成14年法律第57号）に基づき、口頭による提供依頼による開示請求をすることができます。（受験者本人のみ）

（これまで「嘉手納町個人情報保護条例」に基づき行っていた試験結果の口頭による開示請求は、令和5年4月1日から「個人情報保護法」に基づく試験結果の提供依頼により行うこととなりました。）

口頭による情報提供

提供の対象となる試験	提供対象者	提供内容	提供期間	提供場所
嘉手納町職員採用候補者試験	第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位	第1次試験合格発表日から2週間	総務課
嘉手納町職員採用候補者試験	第1次試験合格者	総合得点及び順位	最終合格発表日から2週間	総務課

※ 開示請求の際の注意事項

【第1次試験不合格者】

(1) 期間等：令和6年10月11日（金）から令和6年10月24日（木）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時の間を除く。）

(2) 必要な書類について

受験票と写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他写真付きで、公的機関が発行したもののうちいずれか1つ。）